

**【(仮称)生駒市参画と協働の指針(案)に対する意見と推進委員会の考え方について】**

1. 案 件 名 (仮称)生駒市参画と協働の指針(案)に対する意見募集
2. 意見提出期間 平成25年1月21日(月)～2月19日(火)
3. 担 当 課 生駒市役所市民活動推進課(生駒市市民自治推進委員会事務局)
4. 意見提出状況 (1)提出者数 1名      【提出方法】 FAX 1名  
(2)提出件数 2件

番号	提出されたご意見	推進委員会の考え方
1	自治基本条例には市民自治協議会の設置の規定がありますが、この指針では、市民自治協議会の位置づけが分かりません。市民自治協議会を中心に据えるように指針案を改定してください。	この指針は、参画と協働の定義、重要性、効果、参画の手法、協働事業を進める際のルール、協働の形態等を示したもので、参画と協働のまちづくりを基本原則としている自治基本条例を補完するものです。市民自治協議会は、地域の皆さんが互いに助けあって地域課題を解決し、より一層地域コミュニティの充実を図っていくための組織であると考えており、指針においても記載の検討を行いました。内容が多岐にわたることから、別途市民自治協議会について分かりやすく示したものを検討しています。 なお、参考までに、21頁に地域コミュニティの活性化を図るものとしての市民自治協議会の記載、37頁に市民自治協議会の設置に向けた支援を行っていく旨の記載をおこなっております。
2	「自治会等」の文言が各所に見られますが、対等の観点から「地縁組織等」に改めるべきです。	地縁組織等には、自治会、老人会、子ども会、消防団、PTAなどがあり、2頁に説明しております。これら地縁組織の中でも、特に自治会は、地域住民の福祉の向上や地域コミュニティの醸成に大きく寄与するとともに、市と地域住民を結ぶ組織として、様々な公共サービスを協働で担うなど、非常に重要な役割を果たしてきている団体と認識しております。また、地縁組織よりも自治会という言葉が皆さんには馴染みがあることから、自治会等としております。